

平成25年6月21日

お 知 ら せ

件 名	平成25年度 環境に係る情報協議会（第1回）の開催について —国営土地改良事業に係る環境との調和への配慮に向けて—
-----	--

— お知らせ内容 —

北海道開発局では、国営土地改良事業の実施に当たって、環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持する視点に立ち、事業実施に先立つ調査、計画に際し、意見交換、情報収集を図るべく学識経験者等によって構成される「環境に係る情報協議会」を平成13年度から設置しています。

つきましては、平成25年度 第1回 環境に係る情報協議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。（詳細は別紙のとおり）

記

1. 日 時 平成25年6月28日（金） 10:00～11:30
2. 場 所 札幌第1合同庁舎 10階 第1号会議室
（北海道札幌市北区北8条西2丁目）
3. 協議会の内容
地域の自然環境に関する特性、事業地区における調査方針に関する事項について、学識経験者、地域住民代表、農業関係者等との意見交換、情報収集を行います。
4. 対象地区（地区）
国営かんがい排水事業地区調査：網走川中央地区（網走郡美幌町、大空町）
5. 議事概要等
協議会終了後、議事概要等を北海道開発局のホームページにて掲載する予定です。
6. お願い
協議会では、地域の自然環境に関する情報収集を行っており、希少な野生動植物に関する情報を含むため、傍聴、取材、撮影については、冒頭挨拶までとさせていただきます。
※当協議会中の事業計画（案）等は現時点のもので、今後、変更する場合がございます。

	所 属	役 職	氏 名	電話番号
問 い 合 わ せ 先	北海道開発局	課 長 補 佐	北 口 宣 伴	709-2311
	農業水産部 農業調査課			内線 5583
	北海道開発局	水 利 第 5 係 長	木 村 信 博	709-2311
	農業水産部 農業調査課			内線 5537

平成25年度
環境に係る情報協議会（第1回） 議事次第

日 時：平成25年6月28日（金） 10:00～11:30

場 所：札幌第1合同庁舎 10階 第1号会議室（札幌市北区北8条西2丁目）

1. 開会（司会：課長補佐） 10:00～10:15

- ・環境委員会委員長挨拶（委員長：農業調査課長）
- ・常任委員紹介（司会）～別紙 委員名簿
- ・名簿による委員紹介及び座長の選出

2. 環境に配慮した土地改良事業について 地区別説明(30分程度)、意見交換(30分程度)

時 間	地区名	事 業 名	意見交換内容	担当建設部
10:15～11:15	網走川中央	国営かんがい排水事業 地区調査	調 査 方 針	網 走

3. 環境委員会委員長挨拶（農業調査課長） 11:15～11:30

平成25年度 第1回 環境に係る情報協議会非常任委員名簿

○常任委員

区分	氏名	フリガナ	役職等	備考
常任委員	野本 健	ノモト ケン	一般財団法人 北海道農業近代化技術研究センター 特別研究員	景観・農村計画
	妹尾 優二	セオ ユウジ	一般社団法人 流域生態研究所 所長	自然河川工学・魚類
	富士田裕子	フジタ ヒロコ	国立大学法人北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター 准教授	自然植生、植物
	谷 紘道	タニ ヒロミチ	北海道土地改良事業団体連合会常務理事	土地改良
	小田たず子	オダ タズコ	NPO 農業応援団 あぐり・びれっじ 理事	食の安全・食育

○非常任委員

区分	地区名	氏名	フリガナ	役職等	備考
非常任委員	網走川中央 地区	鬼丸 和幸	オニマル カズユキ	地域住民代表	
		加地 政幸	カヂ マサユキ	受益者代表	

環境に係る情報協議会について

土地改良事業の実施に際しては、これまでも環境に配慮した事業実施を図ってきましたが、平成13年度の土地改良法の改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられ、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持する視点に立ち、事業実施に先立つ調査、計画に際し、意見交換、情報収集を図るべく学識経験者等によって構成される「環境に係る情報協議会」(以下「協議会」)を設置しています。

協議会においては、地域の環境に関する特性、事業実施地区における整備方針等に関する以下の事項について意見交換、情報収集を行います。

- 地域の自然環境に関する特性
- 取り組み事例
- 事業実施地区での整備方針と田園環境整備マスタープランとの整合
- 対策に関する基本的な考え方 等

協議会は、学識経験者、地域住民代表、農業関係者等の第三者の委員で構成されます。

- 学識経験者等5名
- 地域住民代表、受益農家代表等各地区2名

【参考】環境配慮のための調査計画

環境との調和への配慮を適切に行うために、地域における環境特性や対象施設が地域の生態系にとってどのような役割を果たしているかを調べた上で有効な環境配慮対策を検討します。この際、農家を含む地域住民、環境に係る有識者、行政等がそれぞれの役割をもって携わり、地域特性を踏まえてよりよい取組みを進めることが重要です。

【環境配慮に係る調査計画の大まかな流れと環境情報協議会の位置づけ】

